

各

都道府県
指定都市

 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について

標記については、これまで平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」に基づき告知及び届出等が行われてきたところである。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、医療保護入院の入院期間及び更新に関する規定等が設けられたところである。改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の運用に当たって、下記のとおり書面等の標準的な様式として定めることとしたため、ご了解いただき適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

なお、本通知は令和6年4月1日からの適用とし、平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健課長通知「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」は、令和6年3月31日付けで廃止する。

記

1 任意入院に係る書面について

(1) 任意入院の告知等について

ア 法第21条第1項の規定による任意入院を行おうとする精神障害者が自ら入院する旨を記載する書面は、別添様式1（任意入院同意書）によるものとする。

イ 法第21条第1項の規定による精神科病院の管理者が任意入院者に対して退院等の請求に関すること等を知らせる書面は、別添様式2（入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 入院後1年経過時及び以後2年ごとに提出を求める精神障害者が自ら入院する旨

を記載する書面は、別添様式 3（任意入院（継続）同意書）を用いるものとする
こと。

エ 法第21条第 7 項の規定による任意入院者に対し同条第 3 項又は第 4 項後段の規定
による措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式 4（入院継続に際してのお知らせ）
によるものとする。

オ 法第21条第 4 項後段の規定による措置を採った場合の記録は、別添様式 5（任意
入院者の退院制限した場合の記録）によるものとする。

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生
労働大臣が定める基準（昭和63年厚生省告示第130号。以下「厚生省告示第130号」
という。）の第五「任意入院者の開放処遇の制限について」に規定する開放処遇の
制限を行う理由を患者に告知する書面は、別添様式 6（開放処遇の制限を行うに当
たってのお知らせ）によるものとする。

（2） 任意入院者に係る報告について

法第38条の 2 第 2 項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する報
告は、別添様式 7（任意入院者の定期病状報告書）によるものとする。

報告の頻度は、入院後 1 年以上経過している者については、第20条の規定による入
院の日の属する月の翌月を初月とする同月以降の12月ごとの各月に、開放処遇の制限
（隔離・拘束を含む）を受けている者については、入院時から 6 か月経過時（ただ
し、1 年以上経過している者については、12月ごとの各月）を目途として行うものと
すること。

2. 医療保護入院に係る書面について

（1） 入院に係る書面

ア 法33条第 1 項の規定による入院措置を採る際の家族等の同意は、別添様式 8（医
療保護入院に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、法第33条第 2 項の規定による医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う
場合の対応については、昭和63年 6 月22日健医発第743号厚生省保健医療局長通知
「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第 2 項及び第 6 項の規定に基づ
く医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について」の
別添「市町村長同意事務処理要領」（（2）のイにおいて「市町村長同意事務処理
要領」という。）によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるとき
に市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式 1（医療保護入院同意依頼書）、

市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式3（医療保護入院に関する市町村長同意書）によるものとする。

イ 法33条の3第1項の規定による入院者及び家族等に入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式9（医療保護入院に際してのお知らせ）によるものとする。

ウ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院措置を採る場合に限る。）は、同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院に応じて別添様式10（医療保護入院者の入院届）又は別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）によるものとする。

また、法第33条5項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式11（特定医師による医療保護入院者の入院届及び記録）を用いるものとする。

（2）入院期間の更新に係る書面

ア 法第33条第8項の規定による医療保護入院の入院期間の更新の同意に関する家族等への通知は、法施行規則第15条の15各号に該当しない場合は別添様式12-1（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知（法施行規則第15条の15各号に該当しない場合））、それ以外の場合は別添様式12-2（医療保護入院の入院期間の更新に関する通知）によるものとする。

イ 第33条第6項の規定による入院期間の更新をする際の家族等の同意は、別添様式13（医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書）によるものとする。

なお、入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の対応については、「市町村長同意事務処理要領」によるものとし、精神科病院が市町村長に対し同意を求めるときに市町村長に送付する依頼書は同要領の別添様式4（医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書）、市町村長の同意が行われたときに市町村長が精神科病院に送付する同意書は同要領の別添様式6（医療保護入院期間の更新に関する市町村長同意書）によるものとする。

ウ 法33条の3の規定による入院者及び家族等に対し入院期間を更新する旨等を知らせる書面は、別添様式14（医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ）によるものとする。

エ 法第33条第9項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出（同条第6項の規定による入院期間を更新する場合に限る。）は、別添様式15（医

療保護入院者の入院期間更新届) によるものとする。

(3) 退院に係る書面

法第33条の2の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式16(医療保護入院者の退院届) によるものとする。

3. 応急入院に係る書面について

(1) 応急入院の告知について

法第33条の7後段により準用する法第29条第3項の規定による入院患者に対し法第33条の6第1項又は第2項後段の規定による入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式17(応急入院に際してのお知らせ) によるものとする。

(2) 応急入院者に係る届出等について

法第33条の6第5項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、同条第1項又は第2項後段による入院に応じて別添様式18(応急入院届) 又は別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録) によるものとする。

また、法第33条の6第4項の規定による精神科病院の管理者が作成する記録は、別添様式19(特定医師による応急入院届及び記録) を用いるものとする。

4. 措置入院に係る書面について

(1) 措置入院に関する診断について

法第27条第1項又は第2項の規定により法第18条第1項に規定する精神保健指定医(以下「指定医」という。) が診察した場合には、別添様式20(措置入院に関する診断書) に記入を行うものとする。

(2) 措置入院決定の告知について

法第29条第3項(法第29条の2第4項において準用する場合を含む。) の規定による措置入院者及びその家族等であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったものに対し入院措置を採る旨等を知らせる書面は、別添様式21(措置入院決定のお知らせ) によるものとする。

(3) 措置入院に関する精神医療審査会への通知について

法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときの第38条の3第1項の規定による都道府県知事から精神医療審査会への通知は、別添様式22(措置入院決定報告書) によるものとする。

(4) 精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出等について

ア 法第38条の2第1項の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する定期の報告は、別添様式23（措置入院者の定期病状報告書）によるものとする。

イ 法第29条の5の規定による精神科病院の管理者から都道府県知事に対する届出は、別添様式24（措置入院者の症状消退届）によるものとする。

5. 処遇について

（1） 患者の隔離について

厚生省告示第130号の第三「患者の隔離について」に規定する隔離を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式25（隔離を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

（2） 身体的拘束について

厚生省告示第130号の第四「身体的拘束について」に規定する身体的拘束を行うに当たっての入院患者への告知は、別添様式26（身体的拘束を行うに当たってのお知らせ）により行うものとする。

6. その他の事項について

（1） 未成年者又は被後見人の任意入院に際しての同意書について

患者が任意入院に当たって行う「同意」とは、民法上の法律行為としての同意と必ずしも一致するものではなく、患者が自らの入院について積極的に拒んではない状態をいうものであること。したがって、未成年者又は被後見人である精神障害者の入院の場合の入院同意書の作成については、精神科病院の管理者との間の入院契約と異なり、親権者又は後見人の副書を求めたり、患者本人の同意書にこれらの者の同意書を添付させることは必要ではないこと。

（2） 任意入院の退院制限について

法第21条第3項に規定する退院制限は72時間を限度として認められているものであるが、この「72時間」は、患者が医師に対して退院を希望する意思を明らかにした時点から起算するものであって、その時点が夜間又は休日等であることにより扱いが異なるものではないこと。ただし、夜間に退院を希望する意思が明らかにされた場合には、通常の診療開始前に、退院についての指定医の診療を求めることとしても差し支えないこと。

（3） 外国人等に対する告知について

外国人等の患者に対して告知を行う場合には、告知の内容について患者の理解が得られるよう配慮すること。

(4) 電算処理による届出等の取扱いについて

精神科病院の管理者が都道府県知事に提出する患者の入退院に際しての届出等については、定められた様式による場合であれば、指定医等の署名部分を除き、当該精神科病院において電算処理により作成した届出等を用いて差し支えないこと。

(5) 届出等の用紙について

届出等に用いる用紙の大きさは、原則として、A4とすること。ただし、都道府県の判断により、セキュリティ対策を講じた上で、各都道府県における個人情報保護条例等の関係規定に基づき適切に運用することを前提に、別添様式7、10、11、15、16、18、19、23、24については電子媒体での提出も可とする。